

令和3年(2021年)10月から

屋外広告物の設置者等の皆様へ

屋外広告物のルールが変わります

自家用広告物も許可が必要になります

近年、老朽化した屋外広告物の落下などによる事故が全国的に発生し、問題となっていることから、屋外広告物の安全確保を図るため、山口県屋外広告物条例の一部を改正しました。

これまで許可の不要だった自家用広告物のうち、禁止地域や許可地域（国道や主要県道沿い等）内にある一定規模超（※）のものは、あらかじめ許可を得て設置しなければなりません。

令和3年10月1日より前から存在する自家用広告物についても、令和3年10月1日以降は許可が必要となります。（令和3年10月1日より前でも申請いただけます。）

※禁止地域内：表示面積 5m²超

許可地域内：表示面積10m²超

詳細は県HPをご確認ください

自家用広告物とは

- 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示・掲出するもの

【自己の名称、店名等の表示の例】



【自己の事業・営業に関わる表示の例】



※ 事業所、営業所等から離れた自己所有の土地に設置する「自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示・掲出する屋外広告物」については、今までどおり面積に関わらず許可が必要です。

表示面積とは

- 自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示・掲出しているすべての広告物の面積の合計

【右の場合の表示面積の合計】

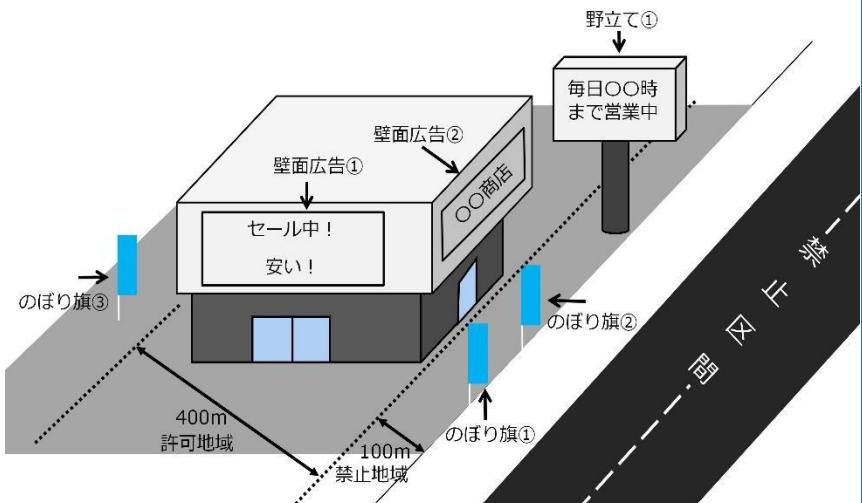
«禁止地域»

野立て①+のぼり旗①+のぼり旗②となり、5m²以下であれば許可是不要

«許可地域»

壁面広告①+壁面広告②となり、10m²以下であれば許可是不要

※のぼり旗③は、表示面積の合計に含まない。



許可申請については、**管轄区域の市町の窓口**へお問い合わせください。

名称	所在地	電話	管轄区域
宇部市役所 都市計画課	〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7-1	0836-34-8465	宇部市
山口市役所 都市計画課	〒753-8650 山口市亀山町2-1	083-934-2831	山口市
防府市役所 都市計画課	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-25-2153	防府市
下松市役所 都市整備課	〒744-8585 下松市大手町三丁目3-3	0833-45-1861	下松市
岩国市役所 公園景観課	〒740-8585 岩国市今津町一丁目14-51	0827-29-5162	岩国市
光市役所 都市政策課	〒743-8501 光市中央六丁目1-1	0833-72-1568	光市
長門市役所 都市建設課	〒759-4192 長門市東深川1339-2	0837-23-1152	長門市
柳井市役所 都市計画・建築課	〒742-8714 柳井市南町一丁目10-2	0820-22-2111	柳井市
美祢市役所 建設課	〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-5221	美祢市
周南市役所 都市政策課	〒745-8655 周南市岐山通1-1	0834-22-8427	周南市
山陽小野田市役所 都市計画課	〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1	0836-82-1163	山陽小野田市
周防大島町役場 建設課	〒742-2301 大島郡周防大島町大字久賀5134	0820-79-1005	周防大島町
和木町役場 都市建設課	〒740-8501 玖珂郡和木町和木一丁目1-1	0827-52-2197	和木町
上関町役場 総合企画課	〒742-1402 熊毛郡上関町大字長島503	0820-62-0316	上関町
田布施町役場 建設課	〒742-1592 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1	0820-52-5807	田布施町
平生町役場 建設課	〒742-1195 熊毛郡平生町大字平生町210-1	0820-56-7118	平生町
阿武町役場 土木建築課	〒759-3622 阿武郡阿武町大字奈吉2636	08388-2-3112	阿武町

※下関市、萩市はそれぞれの市の屋外広告物条例が適用されますので、各市にお問い合わせください。

改正事項等については**山口県**にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

山口県土木建築部都市計画課調整班

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

電話 : 083-933-3720 F A X : 083-933-3749

E-mail : a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県 屋外広告物

検索

